

繊維学部	要領・手順書	P446-26	制定日 2006.11.17
------	--------	---------	-------------------

特別管理産業廃棄物の保管・管理要領(P446-~~26~~-314)

1. 目的

信州大学繊維学部は特別管理産業廃棄物の適正な処理の推進に関係するあらゆる法・省令・条例を順守するとともに、繊維学部における特別管理産業廃棄物等の保管管理要領を定め、特別管理産業廃棄物による環境汚染を未然に防ぐことを目的とする。

2. 定義

特別管理産業廃棄物は以下の内容を指す。

- (1) 廃油
- (2) 廃酸
- (3) 廃アルカリ
- (4) 感染性産業廃棄物
- (5) 特定有害産業廃棄物
 - (a) 廃PCB等
 - (b) PCB処理物
 - (c) 指定下水汚泥
 - (d) 鉍さい
 - (e) ばいじん又は燃え殻
 - (f) 廃石綿(アスベスト)等

3. 法の順守

繊維学部の教職員および構成員は、特別管理産業廃棄物の保管管理において「廃棄物処理法」および「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」など関連する法律等を確実に順守すること。

4. 特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物の保管の管理責任者として特別管理産業廃棄物管理責任者(以下、特管責任者という)を置く。特管責任者は、当所に在籍する有資格者の中より選出する。特管責任者を選出もしくは変更した場合には、法定様式第三十一号の報告書を提出し、所管の都道府県知事もしくは上小地方事務所に30日以内に提出しなければならない。

特別管理産業廃棄物管理責任者: 武田昌昭(応用生物科学科)

繊維学部	要領・手順書	P446-26	制定日 2006.11.17
------	--------	---------	-------------------

5. 運用管理手順および運用基準

(1) 廃油・廃酸・廃アルカリについて運用基準

(a) PCB 含有物等は現在使用しているもの以外に、新規に使用しない。

(b) PCB 含有物等は現在使用しているもの以外は、直ちに本要領に定める手順に従って保管し、廃棄してはならない。

(2) PCB・PCB含有物等の運用基準および保管手続きは PCB 管理手順書 P446-12 に従う。

(3) PCB 保管場所

PCB 等含有物は以下の条件を満たす PCB 保管場所に集中保管する。

なお、PCB 保管場所は変電室に設ける。

(a) PCB 含有物等の漏出、飛散、浸透の恐れがなく、地震等の災害に対しても十分耐えうる安全な場所であること。

(b) 保管場所には関係者以外立ち入らぬよう施錠すること。

(c) PCB 保管場所には、PCB 含有物等の保管場所であることを示す表示を行うこと。

(4) 特管責任者は、教職員および構成員から PCB 含有物等の保管申請を受けた場合には、「PCB 含有物等保管・管理記録(D451-12)」に記録し受け付ける。PCB 含有物等の PCB 保管場所への保管は、必ず特管責任者の立会いのもとで行う。

(5) PCB 保管場所内の PCB 含有物等には、通し番号、品名、保管年月日等を表示する。特管責任者は、PCB 保管場所内の PCB 含有物等の保管状況を記した「PCB 含有物等保管・管理記録」を維持・管理する。

(6) 特管責任者は、PCB 含有物等を新たに保管する場合には、所定の様式により上小地方事務所に届け出る。また、PCB 保管場所の変更を行う場合、もしくは火災等により焼損、損壊、その他事故、異常が発生したときには、所定の様式により所轄経済産業局まで届け出る。

(7) 特管責任者は、実際に保管されている PCB 含有物等と「PCB 含有物等保管・管理記録」の整合性と保管状況のチェックを半年ごとに行い、整合がとれていて保管状況に問題がなければ PCB 含有物等保管・管理記録のチェック欄に○を記載し、そうでなければ×を記載する。

(7) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物

定義：次の廃棄物を非感染性廃棄物とする。

1. 注射器（ガラス製・プラスチック製を問わず）
2. 注射針
3. カミソリ、解剖用メスなど鋭利な物
4. 点滴用チューブなどの、医療系プラスチック

上記の物で人間に感染のある病原菌および血液等を扱った場合、感染性廃棄物とする。

保管場所：~~機能機械科裏、旧廃液保管内資源~~・ゴミ置き場に設置してある「特別管理産業廃棄物保管庫」内の2つのBOX（感染性廃棄物、非感染性廃棄物）

繊維学部	要領・手順書	P446-26	制定日 2006.11.17
------	--------	---------	-------------------

回収および廃棄依頼手順

- ◇ 排出希望者は、電子メールにて廃棄する特管物の種類・数量を特管産業廃棄物管理者に連絡する。
- ◇ ~~各ユニットからは~~排出希望者は、電子メールに添付されていた廃棄リスト（別紙資料）に廃棄物名と数量を記入の上、添付して管理者に送信する。~~手渡す。~~
- ◇ ~~指定された日時に毎週金曜日 16時～16時30分の30分~~管理者立ち会いのもと、保管庫 ~~BOX~~へ非感染性廃棄物および感染性廃棄物を排出する。~~各ユニットおよび研究室から回収する。~~
- ◇ 回収が終了したら、管理者はリストを作成し管理係へ提出、廃棄委託業者に排出できるよう事務手続きを依頼する。
- ◇ 回収された廃棄物のうち、非感染性廃棄物は 60 日以内、感染性廃棄物は 10 日以内に専門の処理業者に廃棄依頼をする。
- ◇ 廃棄物は、注射器・医療系プラスチックと、注射針・カミソリなど鋭利な物とを分けて容器に入れる。
- ◇ 非感染性廃棄物を各研究室から廃棄する場合には、ポリ容器など、メカニカルハザードに適用した容器に入れ、密封して保管 BOX まで、安全に配慮して運び出すこと。
- ◇ 感染性廃棄物は、各研究室で必ず滅菌処理をした後、ポリ容器など、メカニカルハザードに適用した容器に入れ、密封して保管 BOX まで、安全に配慮して運び出すこと。但し容器には滅菌済みのラベル（別紙資料）を貼っておくこと。

(8) 特定有害産業廃棄物

特定有害産業廃棄物のうち、廃 PCB および PCB 処理物、また PCB 含有嫌疑物は PCB 管理手順書に従う。

指定排水汚泥は、厚生施設および生協店舗が該当するので、生協管理手順書に従う。

鉋さい、およびばいじんは、ボイラー管理手順書に従う。

廃石綿(アスベスト)は、アスベスト管理手順書に従う。~~(なお現在信州大学にて全キャンパス内のアスベスト除去計画を実行中で、平成 18 年度内には完了予定)~~

6. 運用管理方法の見直し

本要領で定める運用管理方法に変更が生じた場合は、事務部管理係（管理係長：PCB管理業務担当者）で見直し案を作成し、見直し案を化学物質部会（特別管理産業廃棄物管理責任者同席）へ付議し、了承を得た後、同部会長が本管理要領の改定案を環境管理責任者へ提出する。環境管理責任者は審査のうえ、承認する。本要領は、ISO事務局からサイトトップ、環境委員会、部会長、実行統括責任者、ユニット実行責任者へ配布される。また、ISO事務局は、ホームページに本要領の最新版を掲載し、構成員が閲覧できるようにする。本要領の原本の保管はISO事務局が行う。

本手順書の改訂履歴

年月日	改訂の内容	改訂理由	承認	作成	保管
-----	-------	------	----	----	----

繊維学部	要領・手順書	P446-26	制定日 2006.11.17		
------	--------	---------	-------------------	--	--

2006.11.17	制定		阿部	武田	宮原
2007.10.30	保管場所の変更に伴う文書改訂		阿部	武田	宮原